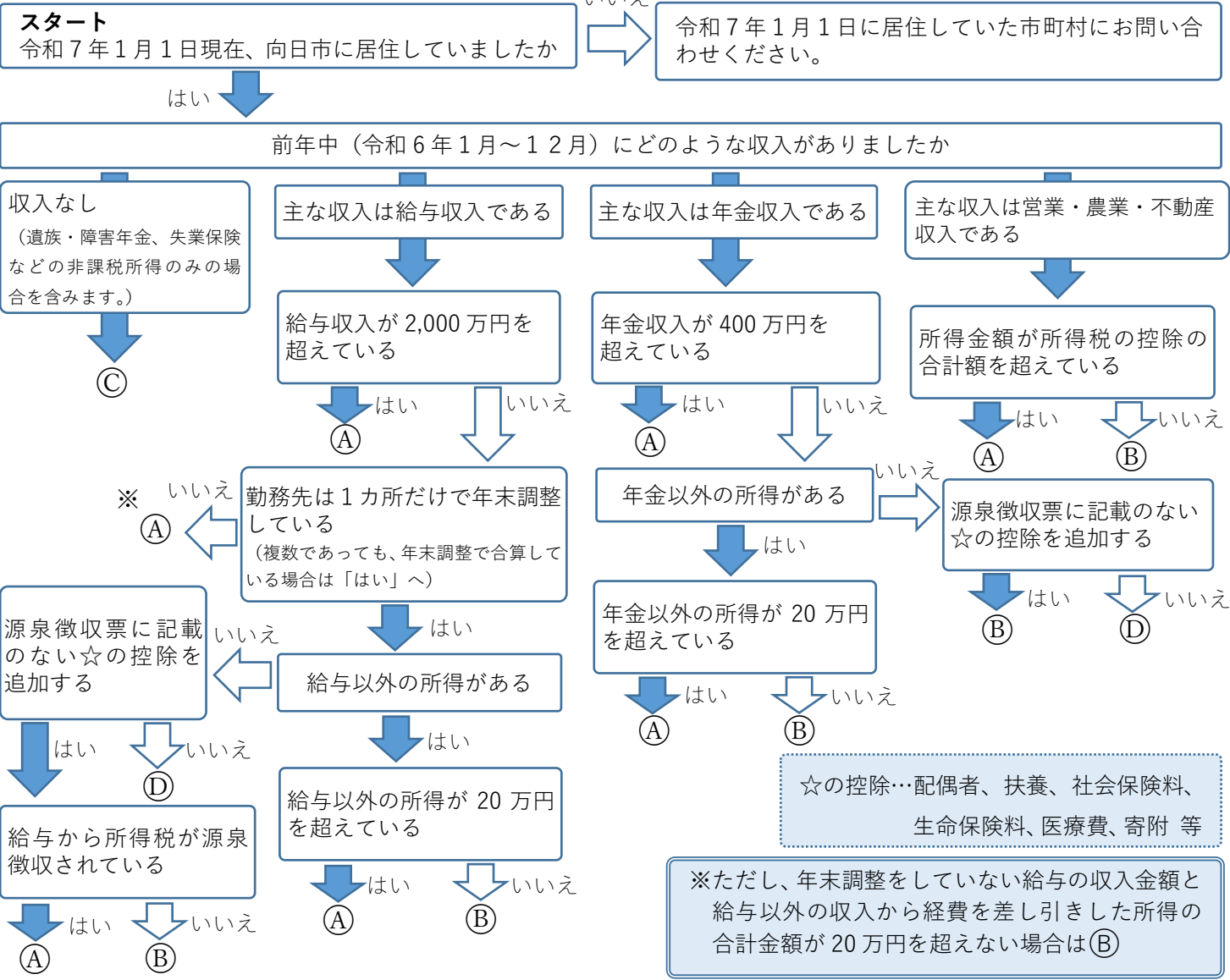


申告フローチャート

次の申告フローチャートを参考に、所得税の確定申告や市・府民税の申告が必要か不要かをご確認ください。フローチャートは一般的な事例です。

■申告フローチャート



判定	結果	申告先	注意事項
①	所得税の確定申告が必要です	右京税務署 TEL:075-311-6366	所得税の確定申告書を提出する場合は、市・府民税の申告は必要ありません。確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」欄に記入漏れがないようご注意ください。なお、所得控除が所得の合計額を上回る場合は、確定申告の必要はありません。ただし、所得税が源泉徴収されていて所得税の還付を受ける方は、右京税務署へ確定申告書を提出してください。
②	市・府民税の申告が必要です	向日市役所 税務課 市民税係 TEL:075-874-2243	ただし、所得税が源泉徴収されていて、☆の控除を申告して所得税の還付を受ける方は、右京税務署へ確定申告書を提出してください。所得税の確定申告書を提出する場合は、市・府民税の申告は必要ありません。
③	市・府民税の申告は原則不要です	向日市役所 税務課 市民税係 TEL:075-874-2243	ただし、以下に該当する方は市・府民税の申告をしてください。 ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険又は国民年金の被保険者の方 (未申告の場合、保険料算定に係る軽減措置等で影響が出ることがあります。) ・児童手当、就学援助、高齢福祉、障害福祉、保育等のサービスを受けている方 ・課税(非課税)証明書が必要な方
④	申告は必要ありません		ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける方は、右京税務署へ確定申告書を提出してください。